

## 社会福祉法人 輪島市福祉会 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

### \* 目標

男女を問わず職員の管理統括できる人材を育成し、女性管理職を1名登用する

### \* 取組内容

- ・ 令和4年4月より男女を問わず労働者に対して多様な職務経験を付与し、また多様な研修を実施し管理職としての資質を育成する
- ・ 男女労働者に対して管理職育成を目的とした外部研修の派遣をする

## 社会福祉法人 輪島市福祉会 行動計画

令和4年9月26日

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月26日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業、配偶者出産休暇、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供、当法人の規程にある子どもを育てる職員の短時間勤務制度、子供の看護のための休暇の時間単位取得の可能などの情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年 9月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和4年 11月～ 制度や規程に関する資料を作成し職員に配布、職員用掲示板に掲示

目標2：年次有給休暇の取得日数を（リフレッシュ休暇も含め）、一人あたり年間平均13日以上にする。

<対策>

- 令和4年 9月～ 有給休暇の取得状況の取りまとめ
- 令和4年 12月～ 職員会議や職員用掲示板などで有給休暇取得促進キャンペーンを行う

目標3：地域の子どもや学生の施設見学及び若者のインターンシップや介護実習や福祉実習の受け入れを行う。

<対策>

- 令和4年 12月～ 関係機関、教育機関との連携
- 令和5年 1月～ 広報誌や法人HPを活用し情報発信や周知をする
- 令和5年 3月～ 参加者へのアンケート及び意見交換を行い、次年度に向けての検討